

第4回「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例」検討委員会

令和6年5月23日(木)午後3時

新宿区役所本庁舎5階大会議室

出席者：16名、欠席者：4名

事務局：地域コミュニティ課長、竹本コミュニティ係長、蓬田主査、一瀬主査

株式会社ダイナックス都市環境研究所橋本、北坂、鈴木

A委員 定刻となりましたので、ただいまから第4回「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例」検討委員会を開催いたします。

議事に入る前に、委員の交代がありましたので、事務局からご紹介をお願いします。

地域コミュニティ課長 地域コミュニティ課長の村上です。委員長からご発言がありましたが、令和6年4月1日付で区の人事異動がありまして、大久保特別出張所長の石塚が代わりまして、新しく戸塚特別出張所長の山口潜が委員となりました。山口委員、ご発言をお願いします。

山口委員 戸塚特別出張所長の山口といいます。よろしくお願いします。紹介していただいたとおり石塚の後任になります。出張所長は今年で3年目になります。今まで町会の皆様と地域のイベントや会議でお話をする機会がありましたので、ぜひそういう立場で、この委員会に参加させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

A委員 山口所長、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は4名の委員の方が欠席しておられますが、定足数には達しておりますので、本委員会は成立しております。

続けて、事務局から資料の確認と本日の進め方についてをお願いします。

地域コミュニティ課長 本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、事前送付をさせていただいております資料ですが、資料の1、区内マンション管理組合等アンケート結果分析について、資料の2、(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例中間報告会結果概要について、資料の3、(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例たたき台について、こちらを事前送付しています。

また、机上に配付をしている資料ですが、次第、(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進

条例検討委員会委員名簿、資料の4（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例検討スケジュール、資料の5令和6年度（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会日程表、以上でございます。資料に不足がある方は、お近くの職員にお声がけをいただきたいと思います。

本日の進め方ですが、途中1時間程度経過した時点で休憩を挟みまして、終了は午後5時を予定しています。委員長よろしくお願いします。

A委員 今ご説明のありました形で、途中で休憩を入れまして、午後5時に終了するという予定で進めたいと思います。

これまで当委員会で検討してきました条例ですけれども、本日はその条例のたたき台、条文の形になっているものを含むたたき台を確認する機会とさせていただきますので、何卒よろしくお願いします。

それでは、以下、次第に沿って進行させていただきます。

次第の2番です。区内マンション管理組合等アンケート結果分析についてと、3番の（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例中間報告会の結果概要につきまして、資料をまとめていただいていますので、事務局から、続けてご報告いただきたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 資料の1をご覧ください。区内マンション管理組合等アンケート結果分析についてでございます。2ページ目でございます。

本条例及び施策の検討の基礎資料とするため、マンション管理組合、そして東京商工会議所新宿支部の役員、評議員を対象に実施をいたしましたアンケート結果についてご報告をさせていただきます。

調査期間につきましては、いずれも2月に実施をさせていただきました。まず、1つ目のマンション管理組合のアンケート結果でございます。4ページをご覧ください。

こちらのマンション管理組合のアンケートにつきましては、区内分譲マンションで、かつ住宅課が宛先を把握しているマンション管理組合1, 426件を対象に実施したものに なります。今回、回答が217件ということで、15.2%となっております。回答が少なかった点については、留意をすべき事項だという前提でご説明をさせていただきたい と思います。

まず、4ページになります。

マンションに対しまして、町会・自治会と関わりがあるかどうかを確認させていただい

た結果でございますが、関わりが「ある」と回答した割合については76%、そして一方、「ない」というのが23%となっております。その関わり方についてお尋ねしたのが、その横にグラフになってございますけれども、「マンションとして町会に加入している」が77%ということで最も多く、次いで、「マンションとして町会の活動に協力、連携している」が30%ということで、「マンションとして加入している」が圧倒的に多いということになっております。

5ページ目でございます。

関わりがないと回答したマンションに、その理由を聞いたところ、一番多かったのが、「接点がないため」、そして続いては、「必要性を感じられない」ということで、47%となっております。接点づくりや町会活動の周知というのが、非常に重要だと思っております。

6ページをご覧ください。

町会・自治会と一緒に取り組む必要があると思う活動について尋ねたところ、第1位が「防災活動」ということで、7割強、圧倒的に多くなっております。次いで、「地域行事」となっております。その横のグラフを見ていただきますと、関わりがないと回答されたマンションについても、「防災活動」がやはり一番高いということで、このあたりの切り口が、マンションと取り組む上で重要になってくると考えております。

7ページをご覧いただきまして、マンション管理組合が町会・自治会と、あるいは参加・協力・連携を進めるために必要なこととして、何が重要かということ聞いた設問でございますが、「町会の活動が分かる情報が必要」というのがトップ、それから「マンション居住者の町会に対する理解」、それが5割ということで高くなっております。マンションの関わり具合の有無別のグラフが横にありますけれども、関わりがないと回答されたマンションの回答で一番高かったのが、「町会への加入を前提にせず、参加や協力ができること」というのが、今後連携を進める上で重要なことだと考えます。

8ページ以降をご覧ください。

こちらが東京商工会議所のアンケート結果になっております。

9ページをご覧ください。

東京商工会議所につきましては、役員・評議員60件に対して回答をいただきました。回答数としては34件、56.6%という回答率になってございます。

まず、町会・自治会との関わりについては、「ある」と答えた割合が65%、「ない」と

答えた方が32%ということになっております。この調査もサンプルが少ないということには十分留意をすべきことだという前提でご説明したいと思います。

関わりがあると回答した事業者に関わり方を尋ねたところ、「法人として町会に加入している」というのが95%というふうになってございます。

10ページをご覧ください。

関わりがないと回答した事業者に理由を尋ねたところ、一番多かったのが、「接点がないため」というところで、こちらも町会との接点づくりが重要になってくる要素と考えております。

11ページをご覧ください。

町会と一緒に取り組む必要がある活動について尋ねたところ、こちらも「防災活動」がトップ、「地域行事」、それから「清掃美化活動」が高い割合となつてございました。関わりがないと回答した企業、事業者の方につきましても、「防災活動」というのがやはり高い割合となつてございます。

12ページをご覧ください。

今後、協力・連携を進めるのに必要なことということで一番高かったのが、「従業員の町会に対する理解」、そして「町会との定期的な情報共有」というのが続きまして多い回答でございました。

13ページをご覧ください。

自分の会社、事業所が町会・自治会の活動に参加・協力・連携できる内容について聞いた設問でございますが、一番多かったのが、「従業員のイベントへの従事」が62%、続きまして、「イベント活動への協賛金や寄附金の提供」というのが53%で、上位に上げられてございます。一方で、「場所や物品の提供」に関しては、割合が低い結果になってございました。

以上が、結果の報告です。資料からは、やはりマンション、それから東京商工会議所、いずれも町会との接点がないというのが、関わりがない理由で、最も多い回答になっておりました。マンション管理組合では、「必要性を感じられない」や、「町会の活動が分からない」という回答も多い結果となりましたので、今後、より一層の周知が必要と考えております。

また、繰り返しになりますが、防災活動をきっかけに、一緒に取り組むというような視点が、今後にも必要になると区では考えています。この結果につきましては、引き続き

き条例の検討や、あるいは施策の検討の基礎資料として活用していきたいと考えています。

続きまして、資料の2をご覧ください。(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例の中間報告会の結果概要でございます。

昨年度、検討委員会で検討していただいて取りまとめました条例の骨子案について、区民の皆様に報告をし、ご意見をいただく機会として、また地域コミュニティ活性化に向けた機運を高める機会として、3月に中間報告会を開催させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

1ページに書いてございますけれども、(1)の目的、それから(2)の開催日時・場所については、記載のとおりになってございます。(3)の内容でございますけれども、①の地域の事例報告につきましては、検討委員会の宝塚大学の渡邊先生、それから榎町地区の中村委員に発表をしていただきました。また、映像による町会紹介では、F委員の上落合西町会、岡戸委員の上落合東部町会、駒井委員の淀橋町会のそれぞれの取組を紹介させていただいたところでございます。

条例骨子の説明を地域コミュニティ課より行い、小林先生にコーディネーターをお願いし、「新宿の地域コミュニティのミライについて」パネルディスカッションを行いました。ご登壇をいただきました名和田先生、小林先生、渡邊先生、山田委員、中村委員、どうもありがとうございました。当日は131名の方にご来場いただき、意見を頂戴したところでございます。

2ページ以降に、いただいたご意見を記載してございます。その中から簡単にピックアップしてご紹介をさせていただきます。

2ページ目中段に、ローマ数字のⅡの総則についてのご意見ということで、(ア)から(エ)を記載してございます。

(イ)でございますが、この検討委員会でもご意見が出ていますが、新宿区にとっての町会・自治会の位置づけが、はっきりしないということで、前文に町会の位置づけについて、はっきり明記してほしいというご意見を、中間報告会で頂戴いたしました。

また、2ページ目の下のローマ数字のⅢの役割についてでございますけれども、(イ)他の活動団体や事業者から、町会・自治会に対する理解関心を深めてもらい、活動に参加や協力してもらうことは大切なことであるけれども、それだけではなく、他団体の活動内容を理解し、積極的に町会・自治会側からも連携するというような視点も必要なのではないかというご意見が出てございました。

それについて、ちょうど山田委員にご登壇をいただいていたので、山田委員から、「町会はやはりそのほかの地域団体と話し合いながら、地域活動を進めていかなければいけないのではないか」と発言をしていただきました。

3ページにいきまして、一番上、マンション等建設事業者やマンション管理者との役割についてのご意見でございますけれども、(ア)この条例の中で、既に存在するマンション、条例が施行する前から存在するマンションについて、協議について促す施策を講じていただきたいというようなご意見。それから(イ)ですけれども、ワンルームマンションが最近増えているということで、できればアプローチを積極的にしていただきたいというご意見です。やはりマンションに関してはご意見を多くいただいたところです。

それから、3ページの中段、区の責務についても幾つかご意見をいただいて、(イ)一般区民への条例の趣旨説明をしっかりといただきたい。それから、やはり町会への加入促進、促していただきたい、というご意見をいただいたところです。

また、3ページ目以降の施策の推進について、様々具体的な取組について、ご意見を頂戴したところでございまして、条例の検討と併せて施策の検討を、引き続き区ではやっていきたいと考えているところです。

4ページにまいりまして、その他のご意見でございますけれども、区内の大学、それからマンション、そういったところへのアプローチをしっかりといただきたいというご意見。それから(カ)、(キ)にもございますけれども、町会に入りやすい雰囲気づくりが大切だということで、やはり若い方にとっては、年齢の高いような雰囲気ですとなかなか入りにくいというようなご意見もありましたので、区もしっかり受け止めて、今後の施策づくりに生かしていきたいと考えているところです。以上です。

A委員 ご説明ありがとうございました。今、資料の1には2つありまして、1つはマンションへのアンケート、それからもう1つは商工会議所へのアンケート結果ということで、それから資料の2に基づいて、先日行われました中間報告会についての内容、多くの方々が参加されていたと思いますので、その振り返りをしたということでもあります。

今日の議論のメインは、この後の条例のたたき台の検討でございますけれども、これはそのためにも重要な資料となっておりますので、一緒に共有というか、振り返りをさせていただいたということでもあります。

それでは、今説明がありました資料1、2につきまして、何かご質問、あるいはご感想等ございましたらお願いいたします。どうぞ。

M委員 質問なのですが、マンション管理組合のアンケート結果が出る属性。例えば何戸あるとか、部屋数は何部屋か、それから、管理組合は理事会方式とか、第三者管理方式とか、ワンルームマンションなのか、部屋数が多いマンションなのかという、その辺の属性というのはどうなっているのでしょうか。

地域コミュニティ課長 このアンケートですけれども、先ほど説明の中で触れさせていただいた住宅課が、定期的にマンションの管理組合に情報提供を行っている、そこで把握をしている名簿をこちらに提供を受けて発送をした内容になっておりまして、細かな基本属性については、本来の目的ではありませんので、提供を受けてはいないのですが、どこまで住宅課が把握をしているのかというのは、確認はしてみたいと思います。

そのため、結果に対してのクロス集計というのはできなかったという状況でございます。

M委員 ワンルームマンションのことが、よく挙がっているので、その辺が分かると、よりデータが活かせるかなと思いました。ありがとうございます。

A委員 アンケート調査なので限界はありますけれども、なるべく活かして、こういう報告をつくったということです。一応、分譲マンション、管理組合のあるマンションに限られていると、私はそういうふうに理解したのだけれども、賃貸ではなくて、それは全部なのですか。

地域コミュニティ課長 区内のマンションは2,000戸以上あるということで、住宅課から聞いておりますけれども、その中で、以前実態調査をして、回答があった分譲マンションの管理組合ということで、賃貸はこの1,426戸の中には含まれておりません。

A委員 ありがとうございます。そうですね。管理組合が存在しているところには、管理組合は業者任せの場合と、それから本当に所有者が一生懸命やっている場合とございまして、それはM委員からご発言があったとおりで、そこは確かに私も関心がありますが、なかなかそこまでは分析できないということですね。

ほかにもございますか。感想、ご質問。よろしいですかね。

では、B委員のほうから何かご感想等ありましたら。

B委員 ありがとうございます。やはりこのそれぞれの資料を見ていると、1つは防災に関する問題を共通の認識としていらっしゃるということがよく把握できました。それから、商工会議所でのアンケートのほうも、やはり防災、それからそのほかに清掃とか、情報を共有したいといったようなご意見が強く出ていることがよく分かりましたので、検討会での議論の内容と、それほど大きな違いは出ていないかなと思いました。非常に安心し

たデータだと思います。以上です。

A委員 ありがとうございます。私もこれを事前に拝見して、マンション管理組合へのアンケート、確かに回答率は低いのですが、データが得られていて、マンションにお住まいになって、町会・自治会に関心がないとか、「町会がなくても暮らしていける」とおっしゃっても、ご不安はあるのだと思います。日常生活におけるご不安はあって、何らかのときにやはり町会・自治会に助けてもらいたいというお気持ちはお持ちなのではないかと思っています。そういうことが少し読み取れるようなデータでもあったなと思っておりまして、その意味でもやはり条例をつくって、町会・自治会の活性化を推進していかねばならないのではないかと思います。

防災だけではなくて、高齢者の見守りとか、あるいは子どもの見守りとかへの期待は一般的にも大きく、マンションに住まわれている方でも、プライバシーを非常に重視した住まい方として選択されているのかもしれませんが、みんなとのつながりの中で生活をしていくということへの必要性も、やはり感じられているということを、我々としても確信を持って条例づくりに努めなければいけないのではないかと感じました。

では、次に進ませていただきたいと思います。次第の4番です。では、ご説明を事務局からお願いいたします。

地域コミュニティ課長 資料の3、(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例のたたき台をご覧ください。このたたき台は、昨年度まとめました条例骨子案に、3月までの検討委員会でのご意見、それから町会・自治会での意見交換、そして3月の中間報告会でのご意見を踏まえまして、今後、条例素案をまとめるためのたたき台としてつくったものでございます。

本日、この条例素案に向けたたたき台について、委員の皆様からご意見を頂戴したいと考えております。資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、3ページでございますけれども、これは前回の骨子案もございましたけれども、条例の構成となつてございまして、骨子案からの変更はございません。

4ページ、5ページをご覧ください。

前文のたたき台になってございます。

「私たちのまち新宿区では、それぞれの地域で暮らし、働き、活動する人々が交流し、絆をつくり、その地域の歴史や文化を大切にしながら、豊かな地域コミュニティを形成してきました。

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等、様々な活動を行い、地域コミュニティの発展に寄与してきました。

町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在です。

しかし、生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会加入率の低下や活動の担い手不足が深刻化しており、暮らしやすいまちづくりに影響を及ぼす恐れがあります。町会・自治会の活性化を図り、新宿区の豊かな地域コミュニティを支える町会・自治会の取組を、次世代に伝えていくことが大切です。

新宿区は、昼間人口の半数以上が在勤者・在学者であり、外国人の割合も高く、様々な方が活動する多様性のある自治体です。区民や、地域で活動する様々な主体が、新宿区をわがまちと捉え、相互理解と思いやりの気持ちを持って、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、又は連携することが、町会・自治会の持続的な発展につながります。

私たちは、永く、地域の課題に対して皆で考え、行動し、解決し、住み続けて良かった、働き、活動して良かったと思える地域コミュニティを地域全体でつくっていく必要があります。

町会・自治会の活性化を図ることにより、安全・安心で快適な暮らしやすいまちを実現する決意を込め、ここにこの条例を制定します。」

4ページ目の2段落目、町会の重要性や意義でございますが、本委員会でも、もう少し具体的に記載することが必要なのではないか、町会の必要性がより伝わるように表現したほうがいいのではないかというご意見を頂戴しておりまして、具体的に高齢者の見守りや子育て支援等といった表現にしたところでございます。

また、4段落目「しかし」のところでございます。委員から、町会・自治会の加入率が低下をしているため、みんなで支えようというニュアンスではないほうが、誤解が生じないのではないかということで、交流や絆を基盤にした新宿の豊かな地域コミュニティを次世代に残す必要があるという表現に変えさせていただいております。

それから、5段落目です。5段階目の最後、検討委員から幾つかございましたけれども、町会・自治会の活性化の意味、定義、それがやはり分かりにくいので、明確にしてほしいというご意見をいただいております。そのため、町会・自治会の活性化の言い換えを、

この5段落目の最後、町会・自治会の持続的な発展ということと言い換えることで、活性化の意義を定義している文章になってございます。

それから、5ページ目の1段落目、検討委員の皆様から、この条例の大きな趣旨として、地域の主体がそれぞれ力を分かち合って暮らしやすいまちをつくっていきましょうということを強調したいというようなご意見を受けて、この文章を入れさせていただいてございます。

また、引き続きの検討課題でございますけれども、前回の委員会でも前文に、町会・自治会は新宿区のパートナーである、あるいは相手方であるという位置づけを記載したらどうかというご意見がありまして、これについては、今は入ってございませんけれども、引き続きの検討課題とさせていただいているところでございます。

6ページ、それから7ページは、目的あるいは総則の部分になります。まず、6ページの目的のところなのですが、赤字になっている事業所ですとかマンション等建築主等々については、この後、7ページの定義で少し変えたところがありますので、7ページでご説明したいと思います。

7ページの定義でございます。

赤字になっているところのまず(3)です。事業所のところ、区内に事業所又は事業所を有する個人又は法人というところで、骨子案と見比べていただきますと、括弧書きの商店会、それから社会福祉法人、NPO法人等を含むという括弧がとれてございますけれども、逐条解説に載せさせていただくということで、条文からはとってございます。

それから(4)、マンション等の定義でございますけれども、たたき台のほうでは、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅、その他一戸建ての住宅以外の住宅を言うという表現になってございまして、これは区のほかの条例の言い回しを統一して使わせていただいているということで、修正をさせていただいております。

それから、(5)、マンション等の建築主、骨子案では、マンション等建設事業者という表現でございました。変えた理由でございますけれども、マンション等建設事業者という表現については、あくまでも建設事業者は建築主、いわゆる施主から依頼を受け建設工事を行う主体でしかなく、建築主がこの当該マンションに係る意思決定者に当たるということで、このマンション等建築主がキーパーソンということで、変更を行っています。

(6)のマンション等管理者等につきましては、骨子案の表現ですと重複する主体、それから、不足する主体があるため、文言の整理を行いまして、区内に所在するマンション

等の管理に関する事務を行う者、それからマンション等の所有者、そしてその他の実質的にマンション等を管理している者ということで、幅広く含まれる表現になってございます。

それから、骨子案に、都内の大学、専修学校等、それから区内の小・中学校、高等学校という定義をしていたのですけれども、定義をしなくても、ほかの法令等で根拠があるものについては、定義は不要というようなことで、たたき台の中では外してございます。代わりに、(7)に、地域活動団体等を入れさせていただいておりまして、こちらについては、本条例の役割規定の1つである主体でございますので、きちんと定義を入れる必要があるということで、入れさせていただいております。スポーツ、子ども、清掃、防災・防犯その他の分野において、暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいうということで入れさせていただいております。

8ページ、9ページにつきましては変更がございませんので、割愛をさせていただきます。基本理念については、変更はございません。

10ページの町会・自治会の役割、それから11ページの区民の役割についても、骨子案からの変更はございません。

続きまして、12ページでございますが、12ページの事業者の役割についても、骨子案からの変更は行ってございません。

続きまして、13ページをご覧ください、

役割の4つ目のマンション等建築主についてでございます。ポツの2つ目をご覧ください。マンション等建築主は、マンション等を建設する際は建設予定地の町会・自治会との連携について、区と事前に協議しなければならないとさせていただいております。

骨子案では、協議の主体が明確になってございませんでした。区の条例で事前協議を義務づける際の主体は、区とするのが基本的な考え方になってございますので、区と事前に協議をしなければならないということで、朱書きで「区と」が入ってございます。

また、本委員会でも協議の主体が誰なのかというご質問、それから町会が負担にならないような配慮をすべきだというご発言をいただいていたところでございますので、そういった趣旨にも合致するというふうに考えてございます。

また、3つ目をご覧くださいまして、こちらについては、主語を追加したという変更になります。

それから、協議する内容については、ここでは具体的には触れてございません。協議する事項、内容等については規則に委任をして定めたいと考えているところでございます。

14ページをご覧ください。

マンション等管理者等の役割についてでございます。2つ目につきましては、定義の表現が変わったことに伴う変更になります。それから、3つ目でございますが、こちらは、マンション等管理者等につきましては、地域の町会・自治会活動への参加・協力または連携について、区からの求めに応じて、区と協議をするものとするということで、こちらも区と協議をするということを明確にさせていただいてございます。

また、これはマンション建設後に新たに協議が必要になった場合、区からの求めに応じて協議を行うというものを指したのになりますけれども、この記載に基づきまして、条例施行前に建設されているマンション等につきましても、必要が生じた場合に、区とマンション等の協議を求めていくと考えているところでございます。

続きまして、15ページの小・中学校、それから高校の役割についての記載に、骨子案からの変更はございません。

16ページについてでございますけれども、こちらについても、大学・専修学校等の役割も変更は行っておりません。

17ページについては、地域活動団体等のタイトルに「等」が入っておりますけれども、内容については、変更はございません。

18ページをご覧ください。

18ページ、区の責務についてでございます。こちらも朱書きの記載はございません。骨子案からの変更は行っていないというところでございます。

19ページをご覧ください。

施策の推進についてでございます。施策の推進については、本委員会のL委員からご意見をいただいていたところでございますけれども、この施策の推進の部分については、やはり区が単純に計画を定めるという記載だけではなくて、区、それから区民、それから様々な主体がそれぞれの役割や責務を果たして、条例の目的を果たしていくのだということに触れたらどうかという意見を、前回の検討委員会でご提案いただいたところでございます。そういったご意見を頂戴しているところもございまして、2つ目を、追加をさせていただいたところでございます。

条例のたたき台については、変更点を中心に、以上ご説明をさせていただいたところで

最後に、20ページをご覧ください。

条例のたたき台ではございませんけれども、施策の部分に少し関連する部分です。今後、検討を進めてまいります条例を推進するために必要な施策、これを体系化した（仮称）町会・自治会活性化等推進プランを検討していきますが、この施策体系について、今後必要となる主な取組例を、主にこの表の右側に示させていただいております。

朱書きのところは、新たに取組んだり、あるいは拡充して取組む必要があるものを赤字にして強調をさせていただいております。

例えば、1つ目の基本目標の町会・自治会の持続可能な組織づくりの部分については、加入促進の部分でいいますと、マンションとの連携強化について力を入れていかなければいけないと思っております。それから運営組織への支援については、町会・自治会の皆様からもご要望がありますとおり、定期的な意見交換会を実施していくこと、また、このたび掲示板の依頼方法の改善を行う予定でございますけれども、そういった町会・自治会の負担軽減につながるような業務の見直しについても取組んでいきます。

それから、デジタル化支援につきましても、社会全体のデジタル化が急速に進む中で、新宿区の町会・自治会のデジタル化、全体的な底上げを図っていく必要があると感じておりますので、そういった取組にも力を入れていきたいと思っております。

地域コミュニティの基盤づくりにつきましては、先ほどのアンケートの結果も、町会・自治会の内容が分からないや、町会の組織について分からないというお声が1つでも減るように、町会・自治会の情報発信に力を入れていきたいと思っております。

今、様々な媒体でやっていますが、いろいろな専門家の方のアドバイスもいただきながら、情報発信ツールの強化に努めていきたい。また、学校との連携強化、教育の場、あるいは人材育成にも力を入れていきたい。そして、各主体との関わりでは、企業や大学との連携強化にも力を入れていきたいと思っております。

Ⅲの安全安心で快適なまちづくりについては、やはり連携体制の強化ということで、各分野のコーディネーターとの連携強化ですとか、それから地域の拠点として、地域センターがすごく重要な場所としてございます。この地域センターが、これからも持続可能な運営ができるような、そういったサポートや、あり方についても、区は考えていきたいと思っています。

全体の条例のたたき台に意見をいただきながら、またこの施策体系についても、何かお気づきのことがありましたら、ご意見を頂戴したいと思っております。

A委員 ありがとうございます。これは、第何条とかそういう形にはまだなっていま

せんけれども、かなり条文の言い方に近い形で提示をされております。本日のメイン議題は、これを検討することということであります。そのため、全ての委員にご発言いただきたいと考えております。

Q委員 まず、今回アンケートの結果についてですけれども、非常に皆さん、防災に関心を持たれているということなので、町会加入の入り口の1つとして、何か災害が起きたときに町会を頼りにしてください、例えば、区からの支援物資は、町会に行けば配布していますとか、そういうアイデアみたいなものも1つあれば、町会運営に対して区民も関心を寄せるのではないかなと思います。

一方で、我々としては、それだけ、運営していく側は責任も重くなるので、その辺は改めて認識しなければいけないなと感じております。

A委員 ありがとうございます。さきほどのアンケート結果を見てのご感想という面もございました。

地域コミュニティ課長 区もやはり防災を切り口にマンションと地域をいかにつないでいくかということを、重要視して、危機管理の担当部署と、住宅課、地域コミュニティ課が連携してアプローチを始めているところです。

今年度、地域の防災訓練や避難所訓練に積極的にマンションの方も参加をしていただきたいという思いもあって、発信に力を入れていくことを検討しています。また、町会の皆さんが普段から災害に備えていることについては、PRしていきたいと思っております。ありがとうございました。

L委員 何点かありますので、順次確認させていただきたいと思っています。

前文の中で、第2パラグラフの「行政と連携しながら」ということで入っていますけれども、これは先ほどの、新宿区としての町会の位置づけの表現になるのかということです。この「行政」というのは、新宿区の行政を指しているのですか。それとも国家行政とか地方行政もあるのですけれど、一般的な行政という書き方というのは、ここではふさわしくないのではないかという点があります。

それから、前文では非常に重要なことなのですが、まずこの前文は、今まで新宿区はこういうまちです。町会・自治会はこういうことをやってきました。しかし、近年価値観の多様化ということで、町会の組織に様々な課題が出てきます。

例えば、加入率が停滞しています。それから高齢者が増えていますとか、役員が、後任者になかなかうまく交代ができないとか、町会・自治会の組織自体の問題。その一方で、

先ほどのアンケート結果の中に出ております対外的な環境について、例えば自然災害への対応、それとデジタル化とか、そういったものをある程度この前文の中に課題として例示をしていくことが必要なのであり、そうしないと読む人が分からないと思います。どういふ点でこの条例を制定するか趣旨が明確にならないと思っています。

その点で、きちんと町会の組織自体の課題と、それから先ほど非常に関心の高い防災や防犯といった対外的な要因についてのことを記載していく。それらを総合的にこれからの町会がきちんと対応し、活力のある町会をつくっていく、まちをつくっていくということのために、この条例を策定するという流れを前文にうたっていく必要があるということが1つです。

それから、分からないのが、定義づけの中の(6)の第2行の「マンション等の所有者」というのは、マンション等建築主と同じなのですか、それとも違うのですかということです。

それから、役割の中で町会・自治会という表現がありますけれども、これは個別の町会・自治会しか想定していないのでしょうか。町会連合会の役割というのは、この町会の活性化、自治会の活性化においては非常に重要な役割を担っているはずですが、それがいまして、それぞれの例えば連合会の役割というのも非常に重要性が大きいので、その記載がないのは何故なのかということがあります。

それから、業者、事業者が届け出をする、義務づけをしていますけれども、区のほうと協議をしませんというときに、区の責務の中にこれについての記載がありません。業者が例えば全然報告しない場合や、協議しない場合にどういう対応をとるのかということです。

あるいは、責務とするような、あらかじめどういう形で周知していくのかということも、区の責務の中に、そのマンション事業者、建築主の表現がない。区のほうで協議をしなくてはいけないとも書かれている。協議をしなくてはいけないということに対して、受け取る区として、どういう意図として記載しているのかという点が明記されていないということが疑問としてあるのですけれども、その点についてご回答をお願いします。

地域コミュニティ課長 一番最初の行政と連携しながらの箇所なのですが、意図としては、委員のご指摘のとおり、町会の皆様、それからこの検討委員会でも位置づけについて、ある程度触れたほうがいいのではないかとのご意見があったので、意味としては、連携をしている主体として触れさせていただいています。

行政なのですけれども、区だけではなくて、やはり警察や消防と連携して、町会の皆様

が活動していますので、区だけにとどめるものではないと考えて、「行政」という記載をしています。

L委員の、表現としてどうなのかというところについては、これはあくまでもたたき台ということで説明させていただきましたが、この検討委員会や今後意見交換会をやっていきますので、そのご意見を踏まえて、また再考、検討をする話と思っています。

前文の今後の災害に対する地域課題はまさにこれからこの前文の中に盛り込んだほうがいいだろうというご意見があれば、積極的にご発言いただいて区もご意見も踏まえて入れていく必要があると思います。

確かに、これまでの地域コミュニティの発展に寄与してきましたというような記載はあるのだけでも、今後の対応というような課題が抜けているというご指摘だと思いますので、参考にご意見を頂戴させていただきます。

それから、定義のところ、所有者というのはありますけれども、建て主、建物が建った後に分譲して所有者が変わりますので、一応別の人格といいますか、別の主体というふうに考えております。

それから、町会・自治会の役割について、本当に非常に重要なご指摘かなというふうにも思っているのですが、地区町連ですとか、区町連ですとか、町会同士の連携というところについては、町会の皆様からも連携してやっていきたいというようなご意見が出ています、実際に。ですので、その辺をどういうふうに表現するのかというのは、1つ、今後の検討課題というふうに思っております。

区の責務につきましては、この条例そのものに記載をするのか、あるいは今後規則ですとか、ガイドラインをつくる予定ですが、その中に落とし込むのかというのを検討させていただきたいというふうに思っております。今の時点の事務局の考えです。

L委員 最後の、区の責務が気になったのですが、業者さんに義務づけの規定を条例として設けているにもかかわらず、それを受ける区のほうに条例の記載がないのは、いかがなものかという点は、ちょっと疑問がありますね。

地域コミュニティ課長 今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

A委員 区も責任の部分に書き込まないと筋が通らないではないかというご指摘です。それは、法制担当等も含めて、条例のつくり方として、検討していただくことになると思います。

A委員 開始して、1時間がたちましたので、では、ここで休憩をとらせていただきます。

す。

(休 憩)

A委員 では、再開させていただきたいと思います。

ぜひ全員の方のご発言を求めたいと思いますので、こちらのE委員からよろしくお願いします。

E委員 町会・自治会活性化の「活性化」って何だろうという話をちょっと前にさせていただいたのですが、やはり活性化イコールまちづくりなのかなという思いがありましたので、ここの前文の中で、まちづくりの文言が出てきましたので、これは大変よいというふうに思っております。やはり活性化だけだとイメージが湧きませんので、こういうまちづくりというような言葉になると、イメージがつくりやすいというふうに思います。

それから、地域コミュニティのイメージ図があるのですがけれども、新宿区は、地域での高齢者の組織に高齢者クラブというのがありますので、高齢者の方もコミュニティの中に入りたいなというイメージがあります。文章に入れるかどうかは検討していただくとして、高齢者も意識していただきたいというふうに思います。

先ほど他の委員からもお話がありましたけれども、町会が検討していただくとして期待されている部分は防災など、いろいろありまして、それに応えるためには、やはり町会自体がしっかりと組織として活動していかなければいけないなというのがあります。その求められている活動を町会としてできるのかどうかというと、なかなか100%「はい」とは言えないところがあるので、条例とは別に町会自身も、もっと応えられるような体制といますか、組織といますか、強くならなければいけないなというふうに思っております。以上です。

A委員 ありがとうございます。町会自身も頑張らなければということをおっしゃっていただいたのですけれども、条例ができたなら、その後の施策体系という案が今示されていて、こういったものを、計画をつくるときにも、やはり町会の皆さんに参加していただいて、町会自身どうしていくかということを、今後も考えていくのだなというふうに感じました。

F委員 よろしく申し上げます。

今、E委員からもお話が出たのですけれども、まちが頑張らなければいけないというのは、非常に私たちにとりましては重責です。今でもかなり責任の重い仕事をしていると感じております。

マンション等のアンケートでございますけれども、例えば、防災のときに何をしてくれるのか、あるいは町会に入ったらどういうメリットがあるのか、というご意見が多くあります。各地域の意見交換会の中でも、メリットを明示したほうがいいのではないかという文言が多く見受けられますが、明確に書いてしまうと、何かあったら町会に言えば何でもやってくれると思われることが大変心配でして、町会は何でもできる訳ではないので、できることは大変限られているというのは、皆さんにも理解をしていただきたい。町会に入れば何とかかなると思ったら大きな間違いであるということは、はっきり明示してもらいたいと思います。町会に入れば何とかかなるだろうというのは大変大きな間違いで、メリットを明示することで町会員を増やすということはあってはならないことだと思っております。

それから、17ページの他団体との関わり方についてですけれども、町会の役員、あるいは委員さんをやっている方というのは、ほかの団体でもかなり役を重複して持っている方が多くいらっしゃる。そうすると地域コミュニティのイメージ図のように、町会・自治会があつて、その周りに、他団体があり、協力してほしいと言われても、役員や委員の方々が同じというのは、多く見受けられます。

そこを、どう整理していくかを考えなければいけないのかなと思っている。これは新宿区と一緒に考えていく必要があると思っています。

村上課長からお話があつた地域センターを大事にしたい、それから重要なパートナーとなっていくであろうというお話をいただきました。その地域センターを担ってきた1人として思うのは、では、これから先どうやっていくのか、地域センターは後継者がいないという大変大きな問題を抱えております。そのことも条例とは直接は関係ないと思いますけれども、各センターとの話し合い等、地域との連携の取り方を、具体的なお話をしていただくと大変ありがたいなと思っております。以上でございます。

A委員 ありがとうございます。地域センター、いわゆる地域集会施設は、私も昔から関心を持っておりまして、新宿区で非常に重要な役割を果たしているということも存じ上げていますが、まさにこれから町会・自治会も含めた地域づくりという点で、また新しく光が当たっていくのかなと私も感じているところです。ありがとうございます。

それでは、どうぞ、お願いします。

O委員 この前文、条文が出まして、「これが条例だな」という感じをしております。

先ほど、L委員のほうから課題がきちっと出ていないというお話もありましたが、少しこの文言を整理していくと、ここの寄与していることが、また課題になったり、そして防

災訓練と、このマンションとか商工会議所の方のアンケートから、防災関係の活動も出てきましたけれども、私たち一般的に、安全・安心を含めて活動をしていますので、ここのあたりでそれも賄えるのかなと思いました。

そして、7ページの総則の定義ですけれども、(7)、地域活動団体等 スポーツ、子ども、清掃、防災、防犯その他のというふうにありますけれども、これは何か、この順番は意図があってこのようにしておりますでしょうか。事務局のほうにお伺いしたいと思います。

地域コミュニティ課長 ご指摘のとおり、前文に記載する防災・防犯、環境美化、歴史等々の順番との整合性を考えたいと思います。

〇委員 ありがとうございます。暮らしやすいまちの実現、地域からしたら、子どもや清掃、防災、防犯、そしてスポーツの順番がいいのかなと感じましたけれども、それは、私も別に意図はございませんが、スポーツ団体の方たちのこれからの参加、協力も大変必要なことだし、健康づくりにも必要なことと全体的に見てそのように思いました。

それから、10ページの役割の町会・自治会のところですが、アンケートの中から町会との接点がないことや、活動が分かる情報がないこと、あるいはマンションの住民の方の理解を得る、それから従業員の理解を得ることからしてみますと、最後から2行目、その活動への理解の促進並びに区民相互の交流及び協働に努めるものとするという文言で網羅されているかもしれませんが、このあたりに「活動の情報発信」というのを盛り込むのがよろしいのかなと感じました。

区の施策の2の中で、区も町会・自治会情報の発信、強化という、マンション向け情報発信ということを盛り込んでくださっているもので、ほかの役割、区民とかあるいは事業者、マンションとかには「努めるものとする」とお願いするに当たって、町会・自治会も情報の発信はきちんとしたほうがいいのかと感じさせていただきました。以上でございます。

A委員 ありがとうございます。細かく見ていただいて、ありがとうございます。事務局は今の意見を踏まえて検討するということでよろしいですか。

地域コミュニティ課長 ご意見を受け止めさせていただいて、文言の表現の参考にさせていただきたいと思います。

A委員 ありがとうございます。法制担当と文言の整理をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

P委員 よろしくお願いします。

資料1のアンケート結果を見ていて、かなり町会に期待する部分が大きいと感じました。一方で、町会員は給料もらっているわけではなくて、本当にボランティアでやっていることへの理解はあるのか疑問があります。そのため、一番大事なのはマンションの人たちも町会に期待するばかりではなくて、一緒に活動することが一番大事で、町会を維持していくためにも、やはり活動に参加してもらわないことには何も始まらない。

防災訓練で避難所の立ち上げをやっていますが、例えば、手話が必要な人が避難したときに、そういう時どう対応しようかとみんなで一緒に考えておかないと、当然のように対応を求められても多分できません。一緒に活動するということが本当に大事なんだと思います。お金をもらって活動していると思われている感じがして、寂しいなという思いがあります。以上です。

A委員 ありがとうございます。先ほども、その論点のご発言ありましたけれども、そうですね。やはり加入して一緒に活動していただくというのが基本で、それ抜きに過剰な期待をされても困ると、それは基本的な点だと思います。ありがとうございます。

Q委員 資料3の前文の、L委員も先ほどおっしゃっていたのですけれども、町会の歴史について、今はこうだけど、昔はこうだという文言を1つ入れていただきたいところがあります。

町会というのは、防災弱者をなくすという、役目があると思います。先ほどの繰り返しになるかもしれないのですけれども、災害が起こったときの防災弱者というのは、先ほどP委員もおっしゃったとおり、聴覚障害や視覚障害のある方、お年寄りの方々はどうしても防災弱者に該当してしまうので、そういう方々への救済をするために、町会としてはやる、やらない、そういうところを把握しながら、前文に載せていただいたほうがいいという考えもあります。

F委員に先ほどおっしゃっていただいたとおり、地域センターを活用させていただいていまして、当町会でもほかの町会と連携がとれるようになってきたので、地域センターのありがたみを感じていて、今後も地域センターでいろいろな活動をしていけたらなと思っています。以上です。

A委員 ありがとうございました。

では、続きまして、行政の委員の方々をお願いします。

山口委員 戸塚特別出張所長の山口です。

私からは、資料3の13ページ、14ページの部分で、マンション等建築主との協議、

また管理者との協議という部分を読ませていただいて、区と協議ということになるので、普段から町会の皆様が求めている、要望していることやニーズを、これまで以上に把握をして協議に臨まなければいけないというのを、改めて感じました。

また、条例のほうが実際に制定されて運用するときには、この条例が意義あるものになるように、しっかりと運用を考えていきたいと思っています。

A委員 ありがとうございました。

大柳委員 地域振興部長の大柳です。

さきほどL委員からあった区の責務のところ、マンションについてお話がありましたけれども、区からお願いすることというのは多岐にわたっているいろいろありますので、範囲を狭めないような形で、記載できたらいいのかなということで、今後コミュニティ課と検討してやっていきたいと思いました。

先ほどP委員からもありましたけれども、ボランティアではなくて一緒にやっていくというところがございますけれども、そもそも条例の趣旨自体が町会を中心に、その中でいろいろな活動をしている方たちと一緒にやって、その地域を活性化していくというのが大きな趣旨の1つですので、少し分かりにくければ、また検討しながら、分かりやすく書いていけたらいいというところがございます。

地域センターのお話がございます、これは大変重要な組織であります。地域の町会をはじめ、いろいろな活動をされている方々を後押しできる機能の1つとして重要なところでございますけれども、やはり長い間やってきている中で、運営方法や、問題点等も表に出てきているところでございますので、先ほどF委員からもありましたけれども、そのやり方も含めながら、地域センターについては将来に向かって地域の中で機能するように、皆さんと一緒に考えていきたいというところを感じたところでございます。

A委員 ありがとうございました。

菊島委員 総合政策部長の菊島です。

今の委員のご意見を伺っている中で、やはりこの条例に対する期待と不安ですとか、また、町会・自治会の状況がどう改善されていくのか、そういったことがなかなか道筋が見えない中での議論になりますので、そういったところが不安な部分になっていると感じております。

今回の条例は計画をつくって施策ごとに整理をしながら、具体的な事業につながるような取組をお示しさせていただいているわけでございまして、そういった取組の重要性を改

めて認識したところでございます。区が様々行っている施策の中で、一番難しいのは、取組を分かっていたところで、伝えていくところが、先ほどご意見もございましたが、知っていただくことが非常に難しいと思っています。条例が施行された後も、条例を知っている人がどれぐらい増えていくのかと思っています。条例にのっとって取組がされていくことを理解していただく。そういったところも非常に、難しさというのは行政の立場としては理解をしているところでございます。

情報発信ですとか、コミュニケーションをとる場、または機会、そういったものを施策や取組の中でどう形づくっていくのか、しっかりと区として取組んでいきたいと考えております。

A委員 ありがとうございます。私もこの委員会が始まって以来、この条例は活動重視で、新宿区役所、あるいは町会・自治会、あるいは、いろいろな方々が、制定後にどう取り組むのか、施策体系として示されているところが新宿区のこの条例の特徴だと期待しております。

N委員 私からは、2つ意見をお伝えしたいと思います。

まず、1つ目は前文です。この前文は、すごくブラッシュアップされて、具体的にさせていただけたなと思ひまして、まずは御礼申し上げます。

具体的になったので、より伝わりやすいのですけれども、我々は今までこれを何度も読んでいますので、この前文を初めて見る人たちに対して、どういうふうにしたらより伝わりやすくなるのかという観点で、思ったことを申し上げさせていただきます。

大きなことからどんどん具体化していくという話の組み立て方と、あと後々出てくるキーワードの定義も、前文で伝えられるといいのかなと思います。またL委員からもありましたけれども、こういうまちですというファクトも、今このパラグラフの5つ目に入っています。新宿区は昼間人口が多いなどが入っていますが、そういったところをまずファクトとして伝える、新宿ってどんなまちかを伝えるのがよいと思います。

その次に、先ほどF委員からもあったと思うのですが、地域コミュニティの定義や、活性化の定義みたいなこともまず言って、町会・自治会とは何であるのかと、チャンクダウンしていくような形になっているといいなと思いました。

例えばこんなのはどうでしょうという一例を読み上げさせていただきます。

「私たちのまち新宿区は、まさにダイバーシティ、幾つもの地域の集合体であり、多様性を持つ豊かなまちです。様々な個性、カルチャーや歴史を持つそれぞれの地域において、

またときには地域を超えて暮らしやすい、暮らし続けたいまちづくりを行ってきました。こうしたまちづくり、地域コミュニティの形成と継承において、中心的な役割を担ってきたのが町会・自治会です。

町会・自治会は、その地域に暮らす人々、また団体、組織さらに行政と連携をしながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史や文化の継承、子ども、高齢者、単身者のケア・支援、にぎわいづくりなど、様々な活動を行い、地域コミュニティを支え、紡いできました。」というような形で、組み替えて、表現を変えただけなのですけれども、そのような形になっていると、より理解しやすいと思います。

まず私たちが自分が住んでいる新宿のことだ、新宿はこういうまちで、新宿のまちを支えているのは町会・自治会という存在があって、その人たちがやってきてくれたから、今、私たちはここで安心して暮らしていただけるのだということが、まず言えるといいと思って、考えたものを読み上げさせていただきました。

そして、2つ目ですけれども、この続きにもなるのですけれども、その次のところ、前文のところでいうと、その続きは、「しかし」から課題をお伝えするところになると思うのですけれども、こちらについても、考えたものを読み上げさせていただきます。

「町会・自治会は、その地域に暮らす団体、人々、団体組織、さらに行政と連携しながら地域の防災・防犯、環境美化、歴史や文化の継承、子ども、高齢者や単身者のケア支援、にぎわいづくりなど、様々な活動を行い、地域コミュニティを支え、紡いできました。

そして、多様化が進むこれからは、より地域の人々との連携が大切で、その中心的役割を担う町会・自治会の基盤をより強固にし、地域コミュニティを活性化し、より良いまちづくりを次世代につなげていくことが大切です。」といった形で、一案なのですけれども、O委員もおっしゃっていましたが、情報とか必要なことは網羅いただけていると思うのですけれども、より分かりやすく、さらに読んだ人が自分のことだと思しやすいような前文になっていると、とてもすばらしいと思いました。

以上です。

A委員 ありがとうございます。具体的な案文までつくっていただいてありがとうございます。

M委員 まず1つ目ですけれども、たたき台の13ページに役割で、マンション等建築主のところの3つ目のところで、付け加えたらいいと思うのが、赤字のところ協議した事項について、マンション等管理者等に引き継がなければならないという文章の間に、協

議した事項について文書で記録し、保存するとともに、マンション等管理者等に引き継がなければならないということで、「文書と記録」というのと「保管」というのがあったほうが、口で言っただけだと、なかなか伝わらないということと、理事長が毎年変わることや、デベロッパーの中で管理者が決められるという、そういう形式が増えてきているので、会社の中だけで決めてうやむやになってしまうのできちんと文書化するということを挙げたほうがいいというふうに思いました。

次のページの2つ目のところで、マンション等建築主が協議した事項を引き継ぎとありまして、これも「文書で」の文言を入れて、「事項を文書で引き継いで保存し、遵守するものとする」というように、ここも同じ理由で記載したほうがいいと思いました。

最後の3つ目で、区からの求めに応じて区と協議するものとあります。ここには区からだけではなくて、マンションからも相談や双方向のやり取りをしたほうが私はいいいと思ひまして、区と協議することができ、また区からの求めに応じて区と協議しなければならないとしたほうがいいかなと思います。それは求めがあつたら応じなければいけないというものに、意図があるような気がしたので、しなければならないという文言のほうが、曖昧にするよりはっきりしていいと思いました。それが1つです。

あと2つ目が、新宿区の行動計画と照らし合わせて考えてみました。新宿区の第三次実行計画の中に、基本政策Ⅰ、「暮らしやすさ1番の新宿」の中に、この条例のことが書かれています。区の中でいろいろな計画が多くつくられているのですけれども、やはりそれとの整合性や、つながりというのが非常に大事だと思いますので、このことも入れたらいいと思います。3ページのところの構造図の中に、黄色い枠の中で、「地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現」とあるのですけれども、この「暮らしやすいまち」というのは、この実行計画の中の「暮らしやすさ1番の新宿」というふうに置き換えたら、この計画との整合性というか、つながっているということが分かると思います。

計画を多く、いろいろな部署でつくられているのですけれども、やはりそれは横並びというか、つながりがあると思います。区民もそういう計画のつながりというのは理解する必要があると思いますので、そう思いました。

それとあと、前文のところですが、その前文の3段落目に、「町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在です」という文章があります。私はこの「なくてはならない」は、なぜなくてはならないのかというのが疑問に思っていて、自分なりに考えていきました。

これを読むと、1段落目と2段落目が、なくてはならない理由というふうに思っているのですが、皆さんのやり取りの中で、それは単なる経緯で、なくてはならない理由にはなっていないと思っています。そのため、このなくてはならない存在という、その理由を明確にしておく必要があると思います。それはその町会に入ってください、そういう意識を高めるためにも必要というふうに思っています。

N委員の意見にもありましたように、明確にしていく必要があると思います。

それから、その次の「しかし」のところで、「生活様式の変化と価値観の多様化」とあるのですけれども、これは私が若いときから、行政の文書によく用いられている言葉なので、もう少し具体的に何がどうなのかというのを書く必要があると思います。

例えば、町会の活動の担い手不足や地域コミュニティに関わる活動が多方面にわたり、それら活動の成果が見えにくいこと、一戸建ての多い区域からマンションの多い区域への変化、デジタル化による人々のつながりの変化とかを明確には書き挙げたほうがいいと思いました。

なぜならば、そこが制定をする理由にもつながりますし、そこで挙げたことを施策にもつなげていくことにもなるのと思いました。

それから、4段階目の町会・自治会の加入率のデータですけれども、これはいただいた資料の中に、平成23年、50何%で、それから40何%に、横ばいになっていますが、それを低下と表現しているのかどうかというのは、疑問に感じています。むしろ伸び悩みとか、横ばいとか、あるいは半数しか入っていないということをどうするか、考えていく必要があると思います。

それはなぜかという、今度施策の方向性で加入促進ということがあるので、その理由にもなるというふうに思っています。以上でございます。ありがとうございました。

A委員 多岐にわたりましてありがとうございます。事務局の参考になると思います。

文章については、区が対応するということは、はっきり、出てきましたので、区と事業者がやったと、文書をつくると思うのですけれども、その文書を町会側が閲覧できるとか、そういう仕組みも考えなければならないなと思いました。

事務局は検討をお願いしたいと思います。前文につきましても、細かくいろいろご指摘いただいております。

L委員 では、細かく端的に申し上げます。2点ほどです。

私がこの今回の検討委員の委員会に応募した理由は、今の時代、むしろ今の時代だから

こそ町会・自治会という組織を強化しなければいけないのだと、そういう思いが、切迫した思いがあって、今回検討委員会に応募させていただきました。

これは何かというと、端的に言ってしまうと、地震、それから自然災害に対する対応、それから最近も報道されましたけれども、高齢者の孤独死、こういったものはこれからもどんどん増えていく。今のこの時代に、まさにグッドタイミングで新宿区は町会・自治会の推進条例をつくるということです。

先ほどF委員がおっしゃっていましたが、町会・自治会が100%ですと、何でもかんでもスーパーマンではないからできるわけがない。だから、この前文の最後に1人1人が助け合い、支え合うという関係の町会をつくっていくと。ですから、あなたたち1人1人の自主的な取組が大変に重要なのですよということで、そういったまちづくりをするために、この条例を定めるということを、条文に書いていただければなと思っています。

それから、菊島委員がなかなかこの条例というのは、例えば成立したとしても、区民に認識や理解が進まないと発言していました。それは当たり前です。神棚条例にしたら、区民の人たちの理解が進むわけがない。よりどれだけこの区民が重要な、町会・自治会の条例を、区民に情報発信し、説明をしていく。それは区を取組なのか、町会連合会の取組なのか、町会なのか分かりませんが、それは間断のない説明会なり理解を求めていくものをやっていかないと、神棚条例になってしまいます。その点については十分認識をしておいていただきたいというふうに思っています。以上です。

A委員 ありがとうございます。

では、お願いいたします。

J委員 ありがとうございます。私もこの資料を拝見して、今日の説明を伺って1点思ったことがあります。1つ、今現状の課題があって、この条例の今、たたきの状態ですが、これがかけ橋となって、さっき委員長が言われたように、この施策につながっていく。その施策について、ある程度明らかになっていますが、非常に期待が持てるような、結果につながるようなものになっているというのが感想です。

その上で、この最初のマンションのアンケートを見て思ったのですが、僕も普段仕事をしていてアンケートをとったりするときに、例えば学校内で、内部にとるときは高い回収率がありますけれども、外部、接点のないところにアンケートをとると、やはり15%ぐらいの回収率にはなりません。そのため、残りの85%がもし回答したら、この回答のあった15%は、ある程度意識が高い部類だと思うのですが、そうではない85%

の回答があった場合、または、これは賃貸ではないものですが、賃貸のマンションにもとった場合はどうなるかというのを想像すると、この今のデータはもっと極端化すると思います。

それは、いい意味で驚いたのは、この回答が、必要性を感じられないとか、同意が得られないとか、いわゆるネガティブな、出たくないのだという意見がもっと多いかと思ったら、単純に接点がないというところが一番大きく、これは町会もそうですし、マンションではない別の、どんなところにとっても、実はそうなのではないかなと思うのです。そういう意味では、この接点というのはすごく大事であり、今は単純に接点がないところが一番のポイントなのではないかなとも思えることができました。

先ほどE委員のほうからも、この活性化というのは何だろうと考えたときに、まちづくりだという話がありましたが、では、まちづくりのそのベースとなるのは、もしかしたら接点づくりなのかもしれないなと考えたときに、最初前文、さっきいろいろなご意見もあったり、おっしゃるとおりだなと思って聞いていたのですけれども、私が気になったのは、この「しかし」のところで、現状の問題を述べた後、どちらかというと、このネガティブなことよりはポジティブなほうに持っていく、未来志向に持っていくということで、「取組を、次世代に伝えていくことが大切です」という文章があると思うのですけれども、これは少し飛躍しているような気がして、次世代どころか、今の人、現役世代というか、本当に今暮らしている1人1人に伝えていくことこそ大事と思いましたので、この施策にもっとうまくつながるように、ここで正直に、それこそ接点を持つことからなのだとということを知ってもらうことを、正直に記載してもいいと思いました。

そのため、この機会をどんどん増やしていく、関係を深めていくということ、もう少しニュアンスとして出したら、うまくその後の施策にもつながっていくのではないかと思います。以上です。

A委員 ありがとうございました。

K委員 今回、たたき台というものが出来上がって、非常に中身が見えてきて、それぞれ具体的な提案の話になっていると思います。今回、このアンケート調査も見て、一番感じていますのは、やはりこれだけ必死にいろいろまちの方が考えているところに、恐らく新しく住んできたこのマンションの人たちとのギャップといいますか、そこが見事に出ているなと思います。

この条文のいろいろ書き換えた、赤で書かれているところも、基本的にマンションにつ

いてです。だからその人たちに、どのようにこの条例をしっかりと理解してアプローチしていくのか、理解をしてもらい、ともに新宿区に住む人たちと一緒に、新しく住んでいる人たちとともに、新しい新宿をつくっていくのか、要は最後にあるこの区の施策の部分が、これからさらに、情報の発信の部分が重要だと感じております。

これまでたたき台が出てくると、ある程度の条文もきつとできくと思います。あとは神棚条例にならないように、もちろん区の発信もあるでしょうし、町会からの発信もあるでしょうし、それに対するいろいろな団体の協力した発信、それをどこかの1つがやるというよりは、あらゆる地域に関わる人たちが情報発信をどのようにしていくか、そういったところの情報発信の連携をどうやってとっていくか、どういう方法があるだろうかということが、かなり大きなところになるかなと思います。それぞれ区がやっています、我々もやっていますということよりも、いかにちゃんと届いているかを、これからのいろいろな方法を考えていかなければいけないだろうと感じました。

また新しい世代の人たちが、町会の情報を掲示板だけではなく、どうやってその人たちが情報を入手しているだろうか、どこの情報に興味を持つだろうか、そういった少しマーケティング的な話になると思いました。

そのため、これから条文も出来上がった後、この会に参加しながら、できる協力をしなければいけないということを感じました。

A委員 ありがとうございます。

それでは、H委員、お願いします。

H委員 私自身は、たたき台そのものが非常に、大変に良くできているかなと思っています。こういう関係、形で進めていくのは、皆さんの理解の進む、まず第一歩なのかなと思います。もともと条例と1つ掲げてしまいますと、それ自身は、それほど強い強制力はないにしても、かなりの圧迫感がまずあると同時に、逆に町会そのものに大きな負担をかけてしまうというような側面もあるわけですね。したがって、その中での条例というものをよく理解した中で、どんどん発信していくというのが、私はまず第一だと思います。

もともと、こういった条例をつくるということも、非常に大事なことはあるのですが、やはり1つの地域に住んでいらっしゃる方が助け合うということがまず第一義でございまして、その中でどのように皆さんが仲良く、そして統制のとれた形で進んでいくのが大切です。どんな立派な条例ができたとしても、やはりその中で、100%の人がそれに向かってくれるのかというと、実はそうではなくて、せいぜい15から20%ぐら

いの人が、まずそういったものに対してのいわゆる最初のスタートを切った中で、そしてゆっくりそういう人たちが、進めていくことによって、その15から20%の人が、もう少しパーセンテージが上がっていくと思います。そういう形で少し長期の中で、これを見ていく必要があります。

あまり、条例をつくったから、すぐもうみんなが変わるわけではなくて、少しずつ変わっていく、これがやはり重要なことだと思っております。もともと町会の役割というのは、防火・防犯・防災、あるいは清掃、あるいはいろいろなイベントを通じて、皆さんがやはり1つの連帯感、そして特に大きな災害のときに、やはり一致団結できる、そしてその中でどのように行政の人と連絡を取り合うのか、そういう仲間意識がまず前提にないといけないのかなというような思いでございます。

したがいまして、そういった視点の中でこの条例をまたよく見て、皆さんからいろいろなご提案があった中で、変えるところは変えていくと思いますけれども、私自身は冒頭に申しましたように、この点につきましては、おおむね良くできているのかなというふうに思う次第でございます。以上です。

A委員 どうもありがとうございました。今まさにおっしゃっていただいたように、私もこの条例のたたき台は良くできているのかなと思っております、前文は実によく考えられた前文で、だからこそ、いろいろ今日ご意見もさらにいただけたということだと思っております。

一巡いたしましたけれども、B委員からぜひ一言お願いいたします。

B委員 ありがとうございます。皆様方のご意見を伺っていて、この条例の内容については随分理解がお互いに進んできたなという感じがいたします。あとは今日いただいたご意見を踏まえて、詳細に内容を吟味していただいて、文言を修正していただければと思いますが、私が思い出しますのは、阪神・淡路大震災、1995年ですね。そのときに、西宮市で発災しまして、そのときに障害者の方の情報と、それから高齢者の方の情報、そうした方の安否確認をしたいのですけれども、実際できなかった。

そのときに、西宮の担当者がどういうふうにしたかという、もう本来は個人情報ですから出してはいけないというものだったわけですが、思い切ってそれを出して、町会・自治会の方に安否の確認をお願いするということをやり出しました。それで一気に安否確認が出来上がってという経験をしたというお話を伺って、また、その後の東日本大震災のときも、今度は情報技術ができましたけれども、Googleのパーソンファインダ

一というのを皆さんいろいろお使いになられたのですが、そのときにも、当初は安否確認がほとんど進まないで苦勞していたのですが、途中から警察がそれを利用するようになってきて、一気に東日本大震災も確認作業が進んでいったとのことでした。

こうして、行政が住民と協力関係をつくるということが、実は意外にも難しいのです。今、A委員がおっしゃっていましたが、我々からすると、行政と住民の皆さんが歩み寄ること自体が、かなり難しいのが現実の社会だということです。我々の常識ではありますが、お祭りなども含めても、せいぜい活発な地域では参加者が10%程度。こうした条例の参加者と、条例あるいは計画づくりへの参加者というのは、人口に対して0.2%に限られてしまうのです。ここにいらっしゃる皆さんは、いつもご参加になれる方々なわけですが、本当にそうした限られた参加の中で、どうやって行政と住民の皆さんが手を取り合っていくかが重要です。内容としては、私はこのたたき台も大変よくできてきて、新宿区の思いが強く出ているのは、最後の施策体系に結びつけていくという、行政がやるという姿勢が、明確に出ているということですね。

これに住民の皆さんも呼応するという体制が、行政の方は給料をもらって働いていらっしゃると思いますので、その行政と町会・自治会が歩み寄りながら、この条例案に従ったまちづくりが進むように、新宿区でできるようになれば、全国の立派なモデルになっていくのではないかと。そうした印象を持ちました。

ぜひこれが災害等で役立つ条例として機能することを、心から願うばかりです。ここまでのところは、本当に良くまとまってきたのではないかと、そう感じました。以上でございます。

A委員 B委員、どうも心強いコメントをありがとうございます。

本当に、前文は良くできていると私は感じました。だからこそ、いろいろな委員からのご指摘もあったと思いますので、今日のご指摘はきちんと事務局で受け止めて、さらに検討を進めていただきたいと思います。

条例づくりのこの段階でできる前文はいかにも行政職員が書いたという感じの美しくない、いわゆる行政チックな日本語だったりが多いのですけれども、先ほど課長に伺いましたら、課の中、部の中で、みんなで検討したとおっしゃって、やはりみんなで検討すればいいものができます。そういう、前文として非常に好感の持てるものだと思います。

それだけではなくて、この条例のたたき台自身も良くできていて、そもそもこの条例の仕組みの全体、細かいところはいろいろあるかと思いますが、仕組みの全体につい

ては、特にご異論はありませんでしたので、この方向でさらに詰めていくということでは、嬉しいのかなと感じました。

それから、今日ご発言の中にもあったし、事務局からの報告の中にもあったのですが、町会・自治会の行政にとっての位置づけを、果たしてまたどのように規定をするかという課題が残っていて、事務局でもさらにご検討いただくということでもあります。責任ある条例案の提案を区長としてはしなければいけないというときに、どこまで書けるかということとを悩んでいらっしゃるのかもしれないなとは思いましたが、私個人としては、やはり町会・自治会は行政の重要なパートナーであるということは書いてもいいのではないかと考えております。この点、さらに事務局でご検討いただきたいと思います。

それから、今日は議論の中で出てまいりました区町連、地区町連について、日本の自治会は、こういう重層構造をなしているわけです。これについて、規定しなくていいのかという問題が出てまいりましたので、これもご検討いただきたいと思います。

それから、町会のほうに過剰な期待を寄せられても困るという、本当に基本的なスタンスとして、国の役割、都の役割、区の役割、住民の役割が、それぞれあるわけです。それらがあって、初めて幸せな生活を送る基盤ができているという社会で、特に日本の場合は町会・自治会がありますので、単位町会・自治会、町会・自治会、区と、それぞれがそれぞれの役割を果たすことでできているという、暮らせるようになっているということだと思います。むしろそういうものとして区民の理解を深めていくと、まさにこの条例案で規定しようとしているような格好ができるように、条文がつくられるといいと感じました。

それから、知らせていくことはなかなか難しいと菊島部長からも出ました。私もいろいろな自治会関係のアンケート調査結果を見ますけれども、会員でさえ町会・自治会はこういうことをやっているということを、意外と知らなかったりするのです。だから伝わるのはなかなか難しいのですけれども、私はやはり活動重視といいますか、先ほども申しました。町会・自治会はこんな活動をやっているのだということを、現実に見せていくということがやはり一番なのではないかと、思います。その意味でも、活動重視といいますか、今後どういう展開を条例の下でしていくかということについても既にお考えいただき、この場でも議論をしていただいているということ、非常に心強く感じております。

そうということで、今年度の第1回目の委員会でございましたけれども、非常に条例の制定に向かって、また大きく一歩進んだという気がいたしております。本当にいろいろな形でご議論を、前もってご準備いただき、ご発言いただいて、本当にありがとうございます。

以上で議事を終了したいと思います。

では、次第の5番の令和6年度のスケジュールについてという議題がありますので、事務局からご説明をお願いいたします。

地域コミュニティ課長 資料の4と資料の5で、本年度のスケジュールについて、改めてご案内をさせていただきたいと思います。

資料の4の令和6年度の部分になります。本日ご意見をいただきましたこの条例のたたき台についてございますけれども、来週5月27日から10地区の地区町連の町会・自治会の皆様にご意見を頂戴するため、第3回目の意見交換会を開催させていただく予定でございます。

本日の検討委員会でのご意見、それから町会・自治会の皆様との意見交換会でのご意見、それぞれご意見を踏まえまして、区で条例の素案、これを作成して、7月から8月にかけてパブリックコメント、それから地域説明会を行っていきたいと思っております。その後、条例案としてまとめまして、区議会のほうにお諮りをするため、議案として上程をしていく予定でございます。

それに向けまして、資料の5でございますけれども、今年度は4回、5回、6回、7回ということで、検討委員会の予定を記載してございます。次の第5回目でございますけれども、7月からのパブリックコメントの前に、条例素案の案ということでご確認いただく予定です。第6回目につきましてはパブリックコメント、それから地域説明会で出たご意見を反映させた案のご説明を予定してございます。

予備の12月の第7回なのですが、今年度は先ほど説明した条例に必要な推進プラン、計画についてもご意見を頂戴したく開催をする方向で考えてございまして、なるべく早い時期に日程をお示しさせていただきたいというふうに考えてございますので、開催の方向で考えてございますので、何卒ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

スケジュールについては以上でございます。

A委員 それではこれにて終了いたします。ありがとうございました。